宮労発基０８１８第３号
令和８年８月18日

関係団体の長　殿

宮城労働局長
（公印省略）

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について

日頃より労働行政の運営に御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、先般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第 89 号。以下「改正省令」という。）及び労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示（令和８年厚生労働省告示第 204 号。以下「改正告示」という。）が令和８年４月 28 日に公布され、令和９年 4 月１日から施行することとされたところです。

今般の改正の趣旨、内容等については、下記のとおりとなりますので、御承知おきいただくとともに、会員等関係事業場に周知いただきますようお願いします。

記

第１　改正の趣旨

改正省令及び改正告示は、長時間労働と慢性腎臓病発症リスク等業務との関係や、血清クレアチニン検査で既存項目では把握できない腎機能低下者を把握できること等を踏まえ、労働安全衛生法（昭和47年法律第 57 号）に基づく一般健康診断のうち、雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、海外派遣労働者の健康診断に血清クレアチニン検査を追加すること等から、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号。以下「労基則」という。）、有機溶剤中毒予防

収受
第26-130号
8.8.24
労災防
宮城県支部

規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）及び特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第39号。以下「特化則」という。）等及び関係告示について所要の改正を行ったものである。

第２ 改正省令の要点

１ 血清クレアチニン検査の追加（安衛則第43条から45条の２まで関係）

雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断に血清クレアチニン検査を追加するものであること。あわせて、本項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができること。

２ 喀痰検査の削除（安衛則第44条から第45条の２まで関係）

定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断において義務づけられている喀痰検査を廃止するものであること。

３ 肝機能検査の酵素名の変更（安衛則第43条、有機則別表並びに特化則別表第３及び別表第４関係）

安衛則第43条第１項第７号、有機則別表（２）下段、特化則別表第３の（17）、（24）、（32）から（34）、（36）、（37）及び（42）から（45）の各下段並びに別表第４の（13）、（18）、（25）、（33）から（36）の各下段の肝機能検査の酵素名について、最新の国際臨床化学連合（International Federation of Clinical Chemistry and Laboratory Medicine, IFCC）勧告に示される名称に変更するものであること。

４ 健康診断結果報告、健康診断個人票及び健康管理手帳の様式変更（安衛則第5条、様式第５号、様式第８号及び様式第９号並びに有機則様式第３号関係）

第２の１及び２の改正に伴い、安衛則第52条の健康診断結果報告及び安衛則様式第５号の健康診断個人票の記載事項の対象に血清クレアチニン検査を追加し、喀痰検査を削除するものであること。

また、第２の３の改正に伴い、安衛則様式第５号、様式第８号（９及び 11）及び様式第９号（９及び 11）並びに有機則様式第３号の肝機能検査の酵素名の変更を行うものであること。

５ 高度プロフェッショナル制度に係る「臨時の健康診断」の項目の追加

（労基則第 34条の２関係）

第２の１の改正に伴い、労基則第3条の２第13項第１号に定める高度プロフェッショナル制度における臨時の健康診断の項目に血清クレアチニン検査を追加するものであること。

6　施行期日（改正省令附則第１条関係）

改正省令は、令和９年４月１日から施行すること。

7　経過措置（改正省令附則第３条から第６条関係）

ア　改正前の取り扱いと同様に、事業者は、当分の間、改正後の安衛則第52条第１項に規定する方法による同項の報告に代えて、同項各号に掲げる事項を記載した書面により当該報告をすることができること。（附則第３条関係）

イ　施行日前に交付した健康管理手帳について、施行日後も使用できること。（附則第４条関係）

ウ　改正省令の施行の際現に改正省令による改正前の省令（以下「旧省令」という。）の規定によりされている報告は、改正省令による改正後の省令の規定による報告とみなすこと。（附則第５条第１項関係）

エ　改正省令の施行の際現に存する、旧省令に定める様式による用紙は、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、必要な改訂をした上で、使用することができることとしたこと。（附則第５条第２項関係）

オ　改正省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。（附則第６条関係）

第３　改正告示の要点

労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成10年労働省告示第88号）及び労働安全衛生規則第四十五条第三項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 22 年厚生労働省告示第 26 号）について、血清クレアチニン検査の項目に係る厚生労働大臣が定める基準を40歳未満の者とすること。

また、上記２つの告示及び労働安全衛生規則第四十五条の二第四項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成元年労働省告示第46号）について、喀痰検査の項目に係る厚生労働大臣が定める基準については、改正省令による喀痰検査の削除に伴

い削除すること。

第４　改正省令の細部事項

１　血清クレアチニン検査の追加（安衛則第43条から第45条の２まで関係）

改正省令により追加された血清クレアチニン検査については、長時間労働による発症リスクがある慢性腎臓病を検査するものであること。健康診断個人票（様式第５号）に記載する eGFR（estimated Glomerular Filtration Rate）（以下「eGFR」という。）の計算方法は同様式の備考欄に記載しているほか、安衛則第52条において労働基準監督署長に報告することとしている血清クレアチニン検査の有所見者数は、eGFR の値を用いて判断すること。

２　喀痰検査の削除（安衛則第44条から第45条の２まで関係）

喀痰検査の削除は、検討会報告書において、胸部エックス線検査の結果に基づき結核感染が疑われる者については、結核蔓延を最小限に留めるため、健診機関での喀痰検査の実施を待たず、速やかに医療機関の受診勧奨を行うことが適当であるとされたことを踏まえたものであるため、健診機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対して医療機関への速やかな受診勧奨を行うこと。

また、喀痰検査の結果については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第57号）

第２条第３項に規定する「要配慮個人情報」に該当するものであり、施行後は労働安全衛生法令に基づく健診項目ではなくなるため、同法第20 条第２項第１号に規定する「法令に基づく場合」に該当せず、事業者が労働者本人の同意を得ずに収集できる情報ではなくなることから、喀痰検査の結果を取得する際は、あらかじめ本人の同意を要する等、同法に基づく取り扱いが必要となることに留意すること。

３　肝機能検査の酵素名の変更（安衛則第43 条、様式第５号、様式第８号及び様式第９号、有機則別表及び様式第３号、特化則別表第３及び別表第４関係）

事業者や労働者自身が健康診断の結果を見て労働者の健康状態を把握できることが重要であり、肝機能検査の酵素名の変更について、事業者や労働者が旧名称の方が理解しやすい等の状況がある場合については、健診機関における事業者や労働者への健康診断の結果の通知につい

て、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えないこと。

第５　関係通達の一部改正等

１　関連通達の一部改正

記の第２の６の施行日において、平成 29 年８月４日付け基発 0804 第４号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」（以下、「旧通達」という。）を別添１のとおり改正し、「定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて」（令和２年 12 月 23 日付け基発 1223 第７号）、「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」（令和５年３月 31 日付け基発 0331 第 12 号）を廃止する。

なお、旧通達の別添についても、あわせて廃止する。

また、記の第２の６の施行日において、令和元年７月 12 日付け基発 0712 第２号・雇均発 0712 第２号「「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について」の一部改正について」を別添２のとおり改正する。

２　肝機能検査の酵素名の変更について

第５の１のほか、これまでに発出した通達のうち、肝機能検査の酵素名については、次表のとおり読み替えること。

読み替え後	読み替え前
AST	GOT
ALT	GPT
γ-GT	γ-GTP
アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ	血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ
アラニンアミノトランスフェラーゼ	血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ
ガンマグルタミルトランスフェラーゼ	血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ
	ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ

（参考：厚生労働省ホームページ）

○令和８年4月28日基発0428第9号

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」

https://www.mhlw.go.jp/content/001700009.pdf

○平成29年8月4日付け基発0804第４号

（改正令和8年4月28日付け基発0428第10号）

「一般健康診断における健康診断項目の取扱い等について」

https://www.mhlw.go.jp/content/001731950.pdf

別添1

平成 29 年8月4日付け基発 0804 第4号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」

改正後	改正前
基発 0804 第4号 平成 29 年8月4日 改正　基発 0428 第 10 号 令和8年4月 28 日	基発 0804 第4号 平成 29 年8月4日
都道府県労働局長 殿	都道府県労働局長 殿
厚生労働省労働基準局長 （公　印　省　略）	厚生労働省労働基準局長 （公　印　省　略）
一般健康診断における健康診断項目の取扱い等について	定期健康診断等における診断項目の取扱い等について
労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条に基づく一般健康診断（労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「規則」という。）第 43 条に基づく雇入時の健康診断、規則第 44 条に基づく定期健康診断、規則第 45 条に基づく特定業務従事者の健康診断及び規則第 45 条の2に基づく海外派遣労働者の健康診断をいう。）については、これまでに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく特定健康診査の在り方等の検討、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」や「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」を	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づく定期健康診断等については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく特定健康診査の在り方等の検討と併せて、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」を開催し、その在り方等について検討を行い、別添のとおり取りまとめを行ったところである。 ついては、本検討を踏まえて、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「規則」という。）第 43 条に基づく雇入時の健康診断、規則第 44 条に基づく定期健康診断、規則第 45 条に基づく特定業務

開催し、検討してきたところである。 ついては、本検討を踏まえて、規則に基づく上記の健康診断の健康診断項目に関する取扱い、留意事項等を下記のとおりとしたので、関係者への周知徹底を図るとともに、的確な実施に遺憾なきを期されたい。 なお、下記については、特定健康診査の新たな取扱い等と併せて実施することが必要であることから、特定健康診査との整合性を取った血中脂質検査、血糖検査、尿検査等については、平成 30 年 4 月 1 日からの取扱いとすること。	従事者の健康診断、規則第 45 条の 2 に基づく海外派遣労働者の健康診断の診断項目に関する取扱い、留意事項等を下記のとおりとしたので、関係者への周知徹底を図るとともに、的確な実施に遺憾なきを期されたい。 なお、下記については、特定健康診査の新たな取扱い等と併せて実施することが必要であることから、特定健康診査との整合性を取った血中脂質検査、血糖検査、尿検査等については、平成 30 年 4 月 1 日からの取扱いとすること。
1 肝機能検査 ALT、γ-GT は、肝機能障害の把握とともに、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症予測能があるとされたため、医師からの意見聴取の際及び必要な措置を講じる際に留意すること。 なお、事業者や労働者に手交する健康診断の結果に記載する肝機能検査の酵素名については、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第 89 号）により、名称が変更されているところであるが、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えないこと。	1 肝機能検査 GPT、γ-GTP は、肝機能障害の把握とともに、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症予測能があるとされたため、医師からの意見聴取の際及び必要な措置を講じる際に留意すること。
2 血中脂質検査 血中脂質検査は、引き続き LDL コレステロール、HDL コレステロール、トリグリセライドを項目とする。LDL コレステロールの評価に当たっては、フリードワルド式によって総コレステロールから求める方法（ただし、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合には Non-HDL コレステロールにて評価する。）、又は、本検査の円滑な実施等のため、LDL コレステロール直接測定法によることも引き続き可能とする。	2 血中脂質検査 引き続き LDL コレステロール、HDL コレステロール、トリグリセライドを項目とする。LDL コレステロールの評価方法を従前は示していなかったところであるが、その評価に当たっては、フリードワルド式によって総コレステロールから求める方法、（ただし、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合には Non-HDL コレステロールにて評価する。）、又は、本検査の円滑な実施等のため、LDL コレステロール直接測定法によること

LDLコレステロールを、フリードワルド式によって総コレステロールから求める場合には、健康診断個人票の備考欄に総コレステロール値を分かるように記載するとともに、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合に Non-HDL コレステロールにて評価する場合には、備考欄に Non-HDL コレステロール値を分かるように記載すること。

よって、血中脂質検査においては、HDL コレステロール及びトリグリセライドとともに、本人の状況等を産業医等の医師が判断して総コレステロール又は LDL コレステロール(直接測定法)を選択した 3 データを測定する。この際、備考欄に、食後からの採血時間を記載すること。

なお、トリグリセライド(中性脂肪)の量の検査については、やむを得ず空腹時 以外に採血を行った場合は、食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)を除き随時中性脂肪により検査を行うことを可とする。

別紙
正誤表参照

注)・フリードワルド式による LDL コレステロール

＝総コレステロール－HDL コレステロール－トリグリセライド/5

・Non-HDL コレステロール＝総コレステロール－HDL コレステロール

3 血糖検査

血糖検査は、空腹時血糖又は随時血糖によることを原則としてきたが、ヘモグロビン A1c 検査を行った場合についても、血糖検査を実施したものとする。

また、ヘモグロビン A1c(NGSP 値)を測定せずに随時血糖による血糖検査を行う場合は、食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)を除いて実施することとする。

も引き続き可能とする。

LDLコレステロールを、フリードワルド式によって総コレステロールから求める場合には、今後は、健康診断個人票の備考欄に総コレステロール値を分かるように記載するとともに、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合に Non-HDL コレステロールにて評価する場合には、備考欄に Non-HDL コレステロール値を分かるように記載すること。なお、備考欄に、食後からの採血時間を記載すること。

よって、血中脂質検査においては、HDL コレステロール及びトリグリセライドとともに、本人の状況等を産業医等の医師が判断して総コレステロール又は LDL コレステロール(直接測定法)を選択した 3 データを測定する。

3 血糖検査

血糖検査は、空腹時血糖に加え随時血糖を認めることとしたので、空腹時血糖又は随時血糖を健康診断項目とすること。

また、HbA1c は、過去 1～3 か月程度の平均血糖値を反映したものであること、就業上の措置においても活用できる場合があること等から、医師が必要と認めた場合には同一検体等を利用して実施することが望ましい検査項目とする。

なお、血糖検査は原則空腹時に行われるべきではあるが、やむを得

	ず食事摂取後に行われる場合で、検査値を特定健康診査に活用するときは、食直後の採血（特定健康診査では食直後の採血は食事開始から3.5時間未満の採血としている。）は避けることが必要である。 また、HbA1c については、1)糖尿病の罹患者でその後の状況を把握し就業上の措置において活用する場合、2)糖尿病の発症リスクの予測因子（BMI、血圧等）、従前の検査値等を勘案し、血糖値に加えてHbA1c 値により糖尿病であるか否か診断し就業上の措置において活用する場合などが考えられることに留意すること。 なお、本通達をもって平成10年12月15日付け基発第697号「一般健康診断における血糖検査の取扱いについて」及び平成20年1月17日付け基発第0117001号保発第0117003号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」の別紙の4のうち、血糖検査についてヘモグロビン A1c 検査で代替させることが可能である取扱いは廃止することとする。
4 （略）	4 （略）
5 尿検査及び血清クレアチニン検査 尿検査については、尿中の糖及び蛋白の有無の検査を実施しているが、血清クレアチニン検査については、長時間労働による発症リスクがある慢性腎臓病を検査するものであること。なお、健康診断個人票（規則様式第5号）に記載するeGFR の計算方法は同様式の備考欄に記載しているほか、安衛則第52条において労働基準監督署長に報告することとしている血清クレアチニン検査の有所見者数はeGFR の値を用いて判断すること。	5 尿検査等 尿検査については、尿中の糖及び蛋白の有無の検査を実施しているが、糖尿病性腎症の原因と考えられる高血糖、腎硬化症の原因と考えられる高血圧等の基礎疾患を含めて労働者の健康状態等を勘案しながら医師が必要と認めた場合には、従来の検査項目に加え、血清クレアチニン検査を、血液検査に用いた検体と同一検体等を利用して実施することが望ましいこと。
6 胸部エックス線	（新設）

健康診断機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対して医療機関への速やかな受診勧奨を行うこと。	
7 （略）	6 （略）
8 健康診断を実施する場合の留意	7 健康診断を実施する場合の留意
(1) 一部においては、血液検査等の省略の判断を医師でない者が一律に行うなど、適切に省略の判断が行われていないことが懸念される。規則第 44 条第 2 項及び同項を準用する規則第 45 条第3項により、厚生労働省告示に基づく、血糖検査、貧血検査等を省略する場合の判断は、一律な省略ではなく、経時的な変化や自他覚症状を勘案するなどにより、個々の労働者ごとに医師が省略が可能であると認める場合においてのみ可能であること。	(1) 一部においては、血液検査等の省略の判断を医師でない者が一律に行うなど、適切に省略の判断が行われていないことが懸念される。規則第 44 条第 2 項により、厚生労働省告示に基づく、血糖検査、貧血検査等を省略する場合の判断は、一律な省略ではなく、経時的な変化や自他覚症状を勘案するなどにより、個々の労働者ごとに医師が省略が可能であると認める場合においてのみ可能であること。
(2) （略）	(2) （略）
9 その他	8 その他
(1) 労働者が健康診断時に医療機関で治療中である場合には、その際の健康診断は、労働者本人の負担を軽減する観点から、胸部エックス線写真など主治医において既に取得されているデータを取得、活用し診断すること。	(1) 労働者が健康診断時に医療機関で治療中である場合には、その際の健康診断は、労働者本人の負担を軽減する観点から、エックス線写真など主治医において既に取得されているデータを取得、活用し診断すること。
(2) （略）	(2) （略）

別添2

令和元年7月 12 日付け基発 0712 第2号・雇均発 0712 第2号「「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について」の一部改正について」

改正後	改正前
基発 0712 第2号 雇均発 0712 第2号 令和元年7月 12 日 改正　基発0428第 11 号 令和8年4月 28 日	基発 0712 第2号 雇均発 0712 第2号 令和元年7月 12 日
都道府県労働局長 殿	都道府県労働局長 殿
厚生労働省労働基準局長 （公　印　省　略） 厚生労働省雇用環境・均等局長 （公　印　省　略）	厚生労働省労働基準局長 （公　印　省　略） 厚生労働省雇用環境・均等局長 （公　印　省　略）
「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について」の一部改正について （略） 1 （略） 2 記の第5を第6とし、第4を第5とし、第3の次に以下を加える。 第4 高度プロフェッショナル制度（法第 41 条の2関係） （略）	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について」の一部改正について （略） 1 （略） 2 記の第5を第6とし、第4を第5とし、第3の次に以下を加える。 第4 高度プロフェッショナル制度（法第 41 条の2関係） （略）

＜臨時の健康診断に係る項目の省略＞	
問 34	（略）
答 34	労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 44 条第1項第3号及び第8号から第 12 号までに掲げる項目（同項第3号に掲げる項目にあっては、身長の検査に限る。）について、本人同意の対象となる期間中に当該項目に係る臨時の健康診断を実施している場合には、当該事業場で選任した産業医又は労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師の判断により、対象労働者の健康状態に応じて、項目ごとに実施を省略することとしても差し支えない。
（略）	

＜臨時の健康診断に係る項目の省略＞	
問 34	（略）
答 34	労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 44 条第1項第3号及び第8号から第 11 号までに掲げる項目（同項第3号に掲げる項目にあっては、身長の検査に限る。）について、本人同意の対象となる期間中に当該項目に係る臨時の健康診断を実施している場合には、当該事業場で選任した産業医又は労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師の判断により、対象労働者の健康状態に応じて、項目ごとに実施を省略することとしても差し支えない。
（略）	

別紙

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」（令和８年４月 28 日付け基発 0428 第９号）に係る正誤表

（太字下線部訂正）

場所	別添１　平成 29 年８月４日付け基発 0804 第４号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」改正後欄の本文の２　血中脂質検査
誤	なお、トリグリセライド（中性脂肪）の量の検査については、やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、**食直後（食事開始時から 3.5 時間未満）を除き**随時中性脂肪により検査を行うことを可とする。
正	なお、トリグリセライド（中性脂肪）の量の検査については、やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、随時中性脂肪により検査を行うことを可とする。

労働安全衛生法に基づく

健康診断を実施しましょう

～労働者の健康確保のために～

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

◆ 健康診断の種類 ◆

事業者に実施が義務付けられている健康診断には、以下のものなどがあります。

健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
雇入時の健康診断（安衛則第43条）	常時使用する労働者(※1)	雇入れの際
定期健康診断（安衛則第44条）	常時使用する労働者(※1)（特定業務従事者を除く）	1年以内ごとに1回

◆ 健康診断の項目 ◆

雇入時の健康診断及び定期健康診断の項目は、以下のとおりです。

令和9年4月1日適用

雇入時の健康診断（安衛則第43条）	定期健康診断（安衛則44条）
1 既往歴及び業務歴の調査	1 既往歴及び業務歴の調査
2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	3 身長(※2)、体重、腹囲(※2)、視力及び聴力の検査
4 胸部エックス線検査	4 胸部エックス線検査(※2)(※3)
5 血圧の測定	5 血圧の測定
6 貧血検査（血色素量及び赤血球数）	6 貧血検査（血色素量及び赤血球数）(※2)
7 肝機能検査（AST、ALT、γ—GT）(※4)	7 肝機能検査（AST、ALT、γ—GT）(※2)(※4)
8 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）	8 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）(※2)
9 血糖検査	9 血糖検査(※2)
10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）	10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
11 心電図検査	11 心電図検査(※2)
12 血清クレアチニン検査(※2)	12 血清クレアチニン検査(※2)

◆ 健康診断実施後の事業者の具体的な取組事項 ◆

1：健康診断の結果の記録（安衛法第66条の3）

健康診断の結果については、健康診断個人票を作成し、それぞれの健康診断によって定められた期間、保存しておかなくてはなりません。

2：健康診断の結果についての医師等からの意見聴取（安衛法第66条の4）

健康診断の結果に基づき、健康診断の項目に異常の所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければなりません。

3：健康診断実施後の措置（安衛法第66条の5）

上記2による医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。

4：健康診断の結果の労働者への通知（安衛法第66条の6）

健康診断結果については、労働者に通知しなければなりません。

5：健康診断の結果に基づく保健指導（安衛法第66条の7）

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。

6：健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告（安衛法第100条）

常時50人以上の労働者を使用する場合は、定期健康診断の結果を、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告しなければなりません。

報告様式のダウンロードや、所轄労働基準監督署への電子申請は 各種健康診断結果報告書 または

※1：常時使用する労働者とは

契約期間が1年以上（予定を含む）で、1週間の労働時間が同種の業務に従事する通常の労働者の3/4以上の労働者です。

※2：定期健康診断（安衛則第44条）における健康診断項目の省略

定期健康診断の健康診断項目については、それぞれの省略基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。なお、「医師が必要でないと認める」とは、自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいいます。

※3喀痰検査の削除（令和9年4月1日適用）

※4酵素名の変更（令和9年4月1日適用）

詳細は、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせいただき、労働者の健康確保に努めましょう。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（2026.4）

事業者、健康診断機関の皆さまへ

労働安全衛生法に基づく 定期健康診断等の診断項目の取扱いが一部変更になります

（令和９年４月から適用）

令和８年４月28日基発0428第10号「労働安全衛生施行規則等の一部を改正する省令の施行等について」

診断項目

- 既往歴及び業務歴の調査
- 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 身長(★)、体重、腹囲(★)、視力及び聴力の検査
- 胸部エックス線検査
- 血圧の測定
- 貧血検査（血色素量及び赤血球数）(★)
- 肝機能検査（AST、ALT、γ—GT）(★)
- 血中脂質検査（ LDLコレステロール、 HDLコレステロール、血清トリグリセライド）(★)
- 血糖検査(★)
- 血清クレアチニン検査(★) ※
- 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- 心電図検査(★)

(★)の項目は、医師の判断により省略が可能となります。詳しくは裏面をご覧ください。

変更のポイント

□ 喀痰検査が削除されました。

健康診断機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対しては、医療機関への速やかな受診勧奨を行ってください。

□ 肝機能検査の酵素名が変更されました。

「GOT」は「AST」、「GPT」は「ALT」、「γ-GPT」は「γ-GT」に変更となりました。ただし、事業者や労働者が旧名称の方が理解しやすい等の状況がある場合については、健診機関における事業者や労働者への健康診断の結果の通知について、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えありません。

□ 「血清クレアチニン検査」が追加されました。

「血清クレアチニン検査」は、腎臓の機能を調べるものです。検査結果に基づき、医師の意見を聴取し、事後措置を講じる必要があります。また、有所見者に対しては医療機関への速やかな受診勧奨など保健指導も必要です。

※　労働基準法施行規則第34条の２第13項第１号に定める労働者の健康診断（高度プロフェッショナル制度に係る「臨時の健康診断」）の項目についても、今回の改正により、血清クレアチニン検査が追加されています。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

診断項目の省略について

● 血液検査等の診断項目については、雇い入れ時の健康診断においては必須ですが、定期健康診断においては、労働安全衛生規則第44条第2項により、厚生労働省告示に基づき、**医師が必要でないと認めるときは省略することができる**とされています。

● 同告示においては、例えば血液検査では40歳未満の者（35歳を除く。）について医師が必要でないと認めるときは省略することができる等の基準を示しています。
→下表参照

● このような診断項目の省略は、**個々の労働者について、健康状態の経時的な変化や自覚症状・他覚症状等を勘案しながら判断する**ことが大切です。

なお、他覚症状の有無の検査については医師の判断により聴診等を行うこととしています。

R８.4.28労働大臣告示第204号「労働安全衛生規則第44条第２項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」

診断項目		医師が必要でないと認めるときに診断項目を省略できる者
身　　長		20歳以上の者
腹　　囲		次のいずれかに当てはまる者 ① 40歳未満（35歳を除く）の者 ② 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③ BMI（次の算式により算出したものをいう。以下同じ。）が20未満である者 〔 BMI＝体重(kg)／身長(m)2 〕 ④ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満の者に限る。）
胸部エックス線検査		40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ① ５歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者 ② 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 ③ じん肺法で３年に１回のじん肺健康診断の対象とされている者
血液検査	貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 血糖検査	35歳未満の者、及び36～39歳の者
血液検査	血清クレアチニン	40歳未満の者
心電図検査		35歳未満の者、及び36～39歳の者

診断項目の省略に関する注意事項

☐ 法令に基づく血液検査等の項目の省略の判断は、**個々の労働者ごと**に、**医師が省略可能であると認める場合においてのみ**可能になります。

☐ 一部において、血液検査等の項目の省略の判断を、医師ではない者が一律に行うなどの不適切な運用が懸念されますので、十分ご注意ください。

R８.４